

議案第76号

加西市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例の制定について

加西市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和5年12月1日提出

加西市長 高橋 晴彦

加西市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例

加西市ふるさと寄附条例（平成20年加西市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第3条の見出しを「（応援基金の設置）」に改め、同条中「（以下「基金」という。）」を「（以下「応援基金」という。）」に改める。

第5条中「基金の積み立て、管理及び処分その他基金の運用」を「寄附金の活用」に改める。

第6条を次のように改める。

（積み立て）

第6条 市長は、寄附者から収受した寄附金（当該年度の事業に必要な財源に充てるものを除く。）を応援基金又は他の基金に積み立てることができるものとする。

第7条（見出しを含む。）及び第8条（見出しを含む。）中「基金」を「応援基金」に改める。

第9条を次のように改める。

（応援基金の処分）

第9条 市長は、応援基金の設置目的を達成するため必要があると認める場合に限り、応援基金の全部又は一部を処分することができる。

第10条（見出しを含む。）及び第11条中「基金」を「応援基金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されたことから、ふるさと納税の寄附金を活用する事業のうち、「新型コロナウイルス感染症対策支援事業」を削除すること及び今後見込まれる公共施設の整備等に向け、ふるさと納税をふるさと応援基金以外の基金へ積み立てできるよう所要の改正を行うもの。